

## 第4章 計画の推進にあたって

---

教育委員会は、法の定めにより、所掌事務の管理及び執行状況について、毎年点検と評価を行い、その結果を議会に報告するとともに公表することが義務付けられています。

本市では、教育委員会の所掌事務について、毎年度、教育委員会事務点検評価委員会での意見聴取を経て、稲城市行政改革監理委員会による稲城市事務事業評価の中で、点検及び評価を実施し、公表しています。

今後もこの点検及び評価などを行うことにより、第二次稲城市教育振興基本計画の進行管理と評価を行います。

